

## 安曇野アーチェリークラブ規約

### 第1条 (名称)

名称は、「安曇野アーチェリークラブ」(以下、「本クラブ」という。)とする。

### 第2条 (所在地)

本クラブの所在地は、会長の居住する住所地とする。

### 第3条 (目的)

本クラブは、アーチェリーを通して相互の理解を深め、自らアーチェリー技術の向上に努めると共に、地域社会のスポーツ発展に貢献することを目的とする。

### 第4条 (活動内容)

本クラブは、第3条に定める目的に従い、下記の定める活動を行う。

- ① アーチェリーに関する広報並びに指導
- ② 記録会や講習会等の企画および開催
- ③ アーチェリー競技会への参加および協力
- ④ その他、本クラブの目的達成に必要な活動

### 第5条 (活動拠点)

本クラブの活動拠点を、安曇野市高家スポーツ広場アーチェリー場(長野県安曇野市豊科高家2303番地4)とする。

### 第6条 (組織)

本クラブは、次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 1名
- ③ 会計 1名
- ④ 会計監査 1名
- ⑤ 顧問 若干名

### 第7条 (役割)

1. 会長は、本クラブを代表し、本クラブの活動を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けた時は、会長に代わって、本クラブを代表し、本クラブの活動を統括する。
3. 会計は、本クラブの活動に係わる経理を行う。
4. 会計監査は、本クラブの会計報告を監査する。

### 第8条 (役員任期)

役員任期は2年とする。ただし再選を妨げない。

### 第9条 (役員選出)

役員選出は定期総会において、互選により選出される。

### 第10条 (活動年度)

本クラブの活動年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

#### 第11条 (クラブ費)

本クラブの活動にかかわる費用は、クラブ費の中から支弁する。

- ① クラブ費は、入会金1,000円、年会費5,000円とする。
- ② 年度の途中で入会した場合の年会費は、上限を5,000円として、残月数に500円を掛けた金額とする。
- ③ 中学生以下は入会金および年会費は半額とする。
- ④ クラブ費は、年度中に退会した場合でも、返還しないものとする。
- ⑤ クラブ費は、原則として金融機関口座にて預け入れて管理することとする。

#### 第12条 (会計報告)

クラブの会計報告は定期総会において行う。

会計報告に当たっては会計監査人による会計監査を受けた後に行うものとする。

#### 第13条 (会計監査)

会計監査は年1回、定期総会前に行う。

会計監査人は監査証明書をつけて、定期総会で報告する。

#### 第14条 (定期総会)

定期総会は毎年1回行う。議事事項は次の項目とする。

- ① 事業報告
- ② 収支報告
- ③ 会計監査報告
- ④ 事業計画
- ⑤ 収支計画
- ⑥ 役員改選
- ⑦ 規約改正
- ⑧ その他

#### 第15条 (臨時総会)

臨時総会が必要と認めた時は、会長が招集する。

#### 第16条 (入会)

本クラブへの入会は、下記の要件のすべてを満たしたもので、会長および副会長が承認した者とする。

- ① クラブに入会を希望する者
- ② 本クラブ規約に同意した者

#### 第17条 (退会および退会命令)

1. 本クラブに所属する会員は、会長に「退会」の意思を伝えることにより、いつでも、任意に退会することができる。
2. 下記に定める事由に該当した場合には、会長は、会員を強制的に退会させる

ことができる。

- ① 本クラブ規約に違反したとき
- ② 公序良俗に違反し、反社会的な行動を行ったとき
- ③ 上記のほか、クラブの活動上好ましくないと会長および副会長が認めたとき

#### 第18条 (免責規定)

本クラブおよび本クラブ会員（会長およびその他の役員を含む。）は、クラブの活動に伴い生じた事故等に関し、いかなる責任も負わず、各会員の自己責任とする。

#### 第19条 (解散)

本クラブは、次の事由により解散するものとする。

- ① 会員全員が合意したとき
- ② 第3条に定める活動目的を達成したとき

#### 第20条 (クラブ規約の改定)

本クラブ規約は、会長が必要と判断した場合に、会員の過半数の同意を得て改定するものとする。

#### 附則

本クラブ規約は「2022年6月1日」より施行する。